

「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」 フォローアップ調査結果

○調査対象：都道府県教育委員会（以下、「都道府県」という。）47団体
政令指定都市教育委員会（以下、「指定都市」という。）20団体
市区町村教育委員会※（以下、「市区町村」という。）1,716団体
（※指定都市を除く）
学校法人 1,208団体

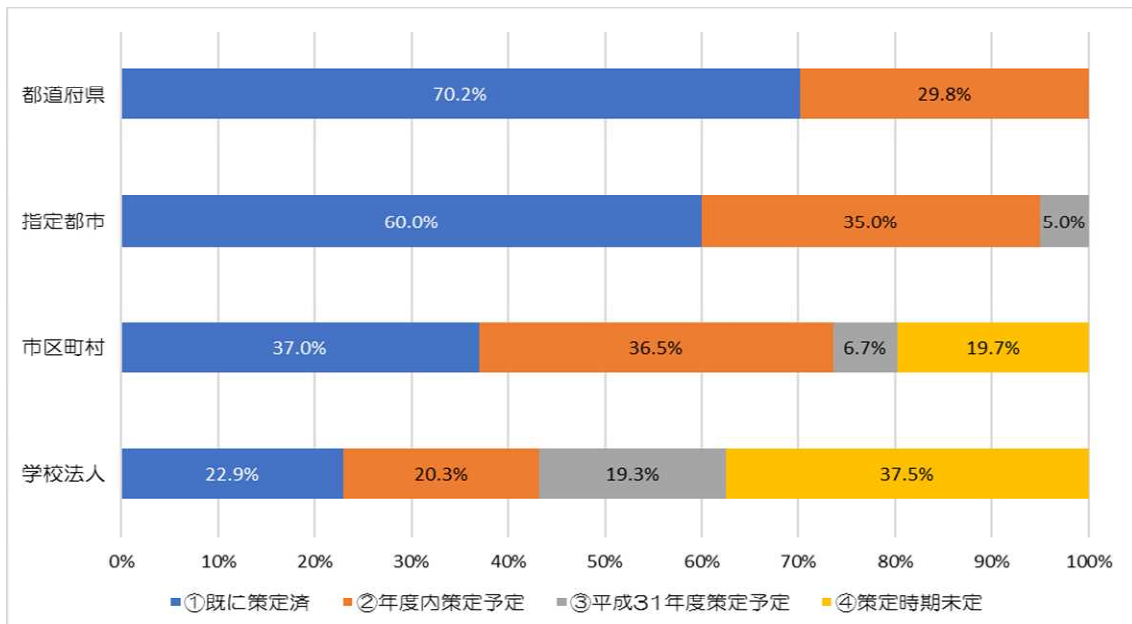
1. 都道府県、指定都市にスポーツ庁から依頼。
都道府県に対しては、域内の市区町村及び学校法人の調査結果の取りまとめについても依頼。
2. 調査における中学校には、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部が含まれ、高等学校には、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部が含まれる。
3. 調査は、平成30年10月1日時点として実施

1 適切な運営のための体制整備

「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に基づく方針（以下、「方針」という。）の策定状況

(1) 中学校を対象とした方針の策定状況

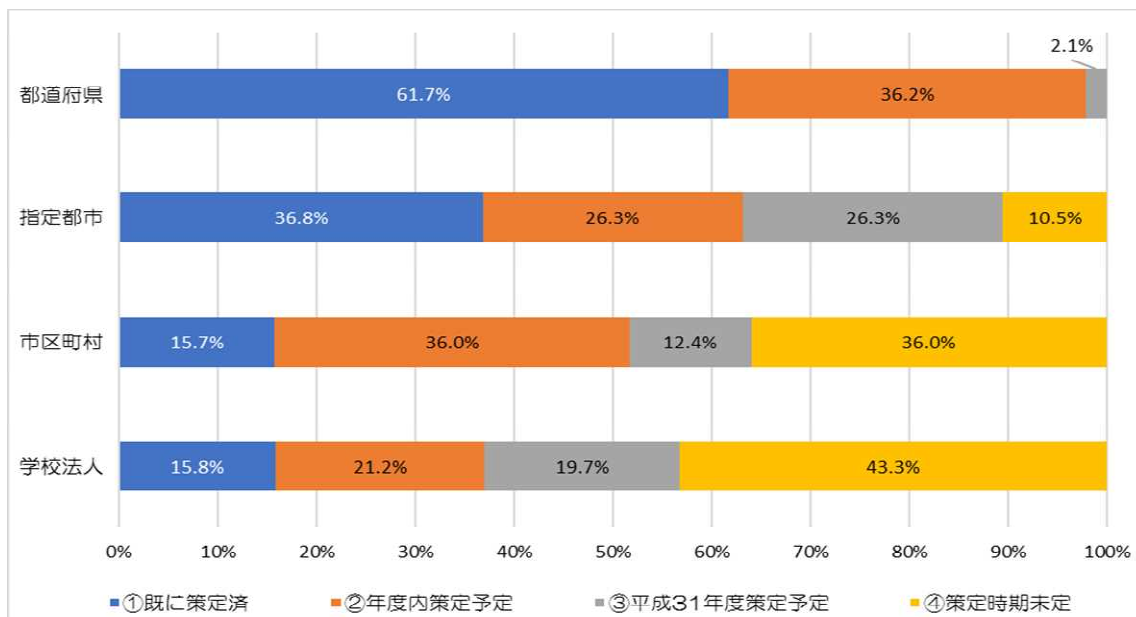
・都道府県の全て、指定都市の約9割、市区町村の約7割、学校法人の約4割が中学校を対象とした方針を策定済み又は平成30年度末までに策定予定。



都道府県の全て（47）、中学校を設置している団体（指定都市（20）、市区町村（1,714）、学校法人（680））を対象

(2) 高等学校を対象とした方針の策定状況

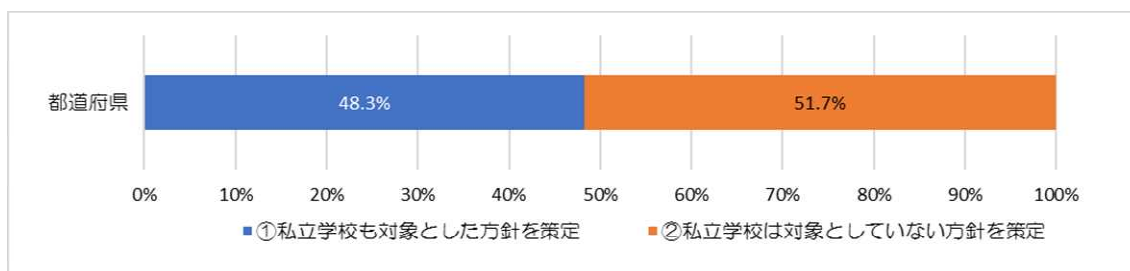
・都道府県の約9割、指定都市の約6割、市区町村の約5割、学校法人の約4割が、高等学校を対象とした方針を策定済み又は平成30年度末までに策定予定。



都道府県の全て（47）、高等学校を設置している団体（指定都市（19）、市区町村（89）、学校法人（1,181））を対象

(3) 私立学校を対象としている都道府県の方針策定状況

- 都道府県の約5割が、私立学校も対象とした方針を策定している。



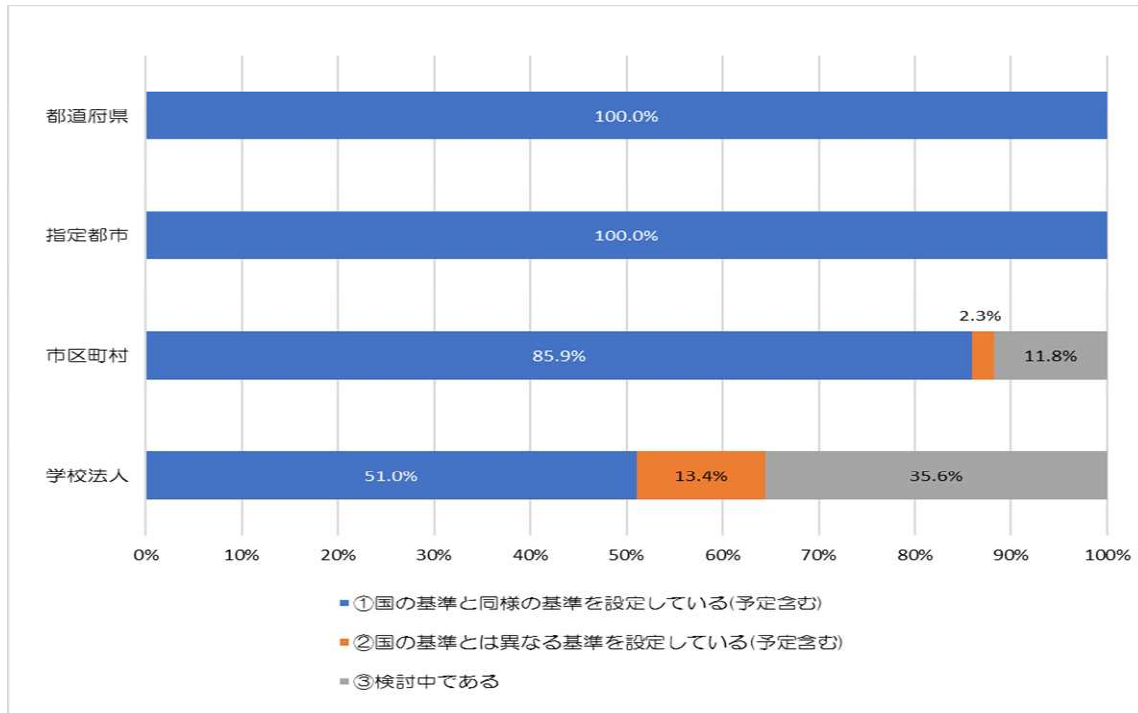
中学校及び高等学校を対象としている方針を策定済みの都道府県（29）を対象

（参考）「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（抜粋）
○ 本ガイドラインの基本的な考え方は、学校の種類や学校の設置者の違いに関わらず該当するものであることから、高等学校段階の運動部活動についても本ガイドラインを原則として適用し、速やかに改革に取り組む。その際、高等学校段階では、各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意する。

2 適切な休養日等の設定

(1) 中学校の休養日の基準設定状況

・都道府県・指定都市の全て、市区町村の約9割、学校法人の約5割が中学校の休養日について国と同様の基準を設定又は設定する予定。

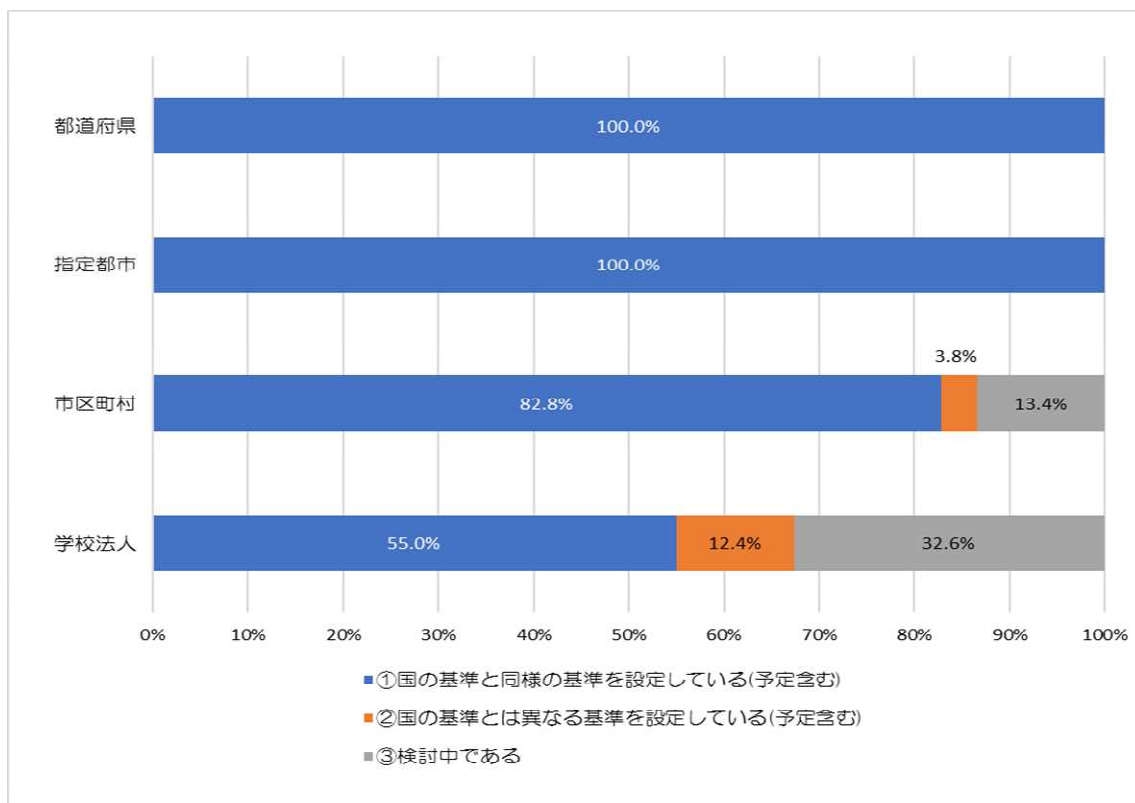


都道府県の全て（47）、中学校を設置している団体（指定都市（20）、市区町村（1,714）、学校法人（680））を対象

（参考）「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（抜粋）
○学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）

(2) 中学校の1日の活動時間の基準設定状況

・都道府県・指定都市の全て、市区町村の約8割、学校法人の約6割が中学校の活動時間について国と同様の基準を設定又は設定する予定。

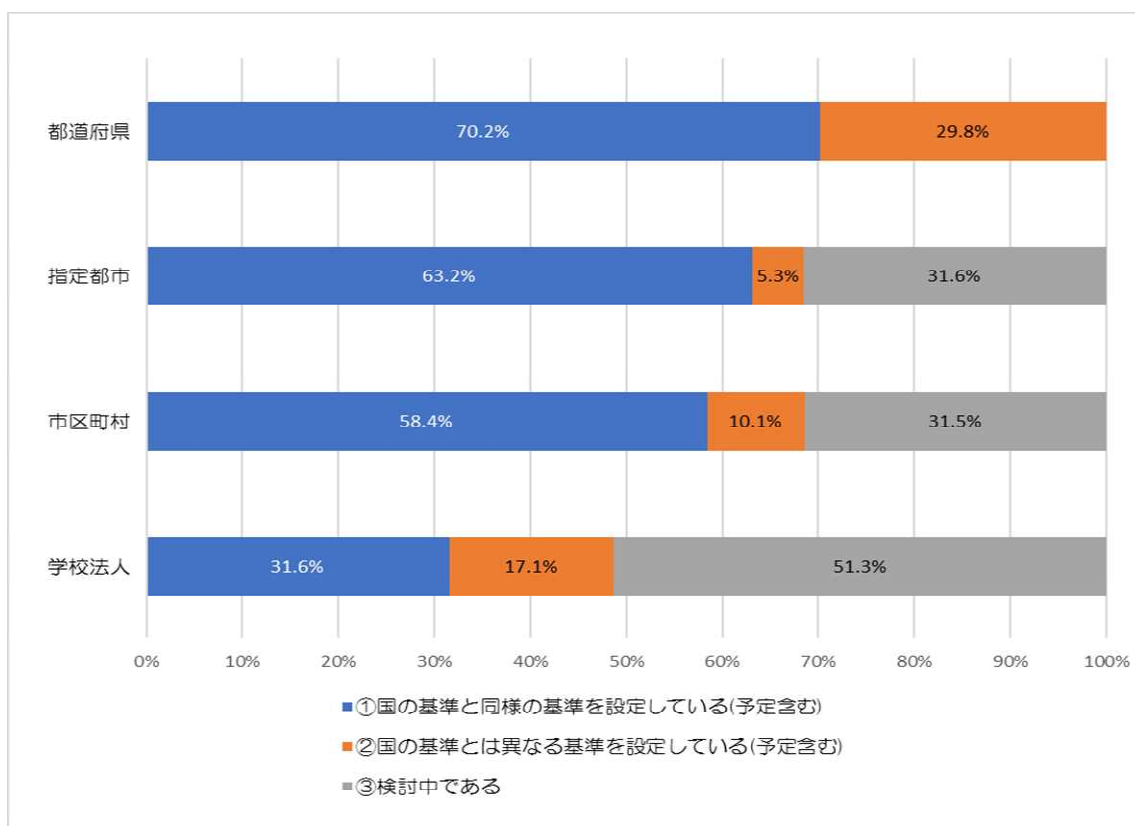


都道府県の全て（47）、中学校を設置している団体（指定都市（20）、市区町村（1,714）、学校法人（680））を対象

（参考）「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（抜粋）
○ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

(3) 高等学校の休養日の基準設定状況

・都道府県の約7割、指定都市・市区町村の約6割、学校法人の約3割が高等学校の休養日について国と同様の基準を設定又は設定する予定。



都道府県の全て（47）、高等学校を設置している団体（指定都市（19）、市区町村（89）、学校法人（1,181））を対象

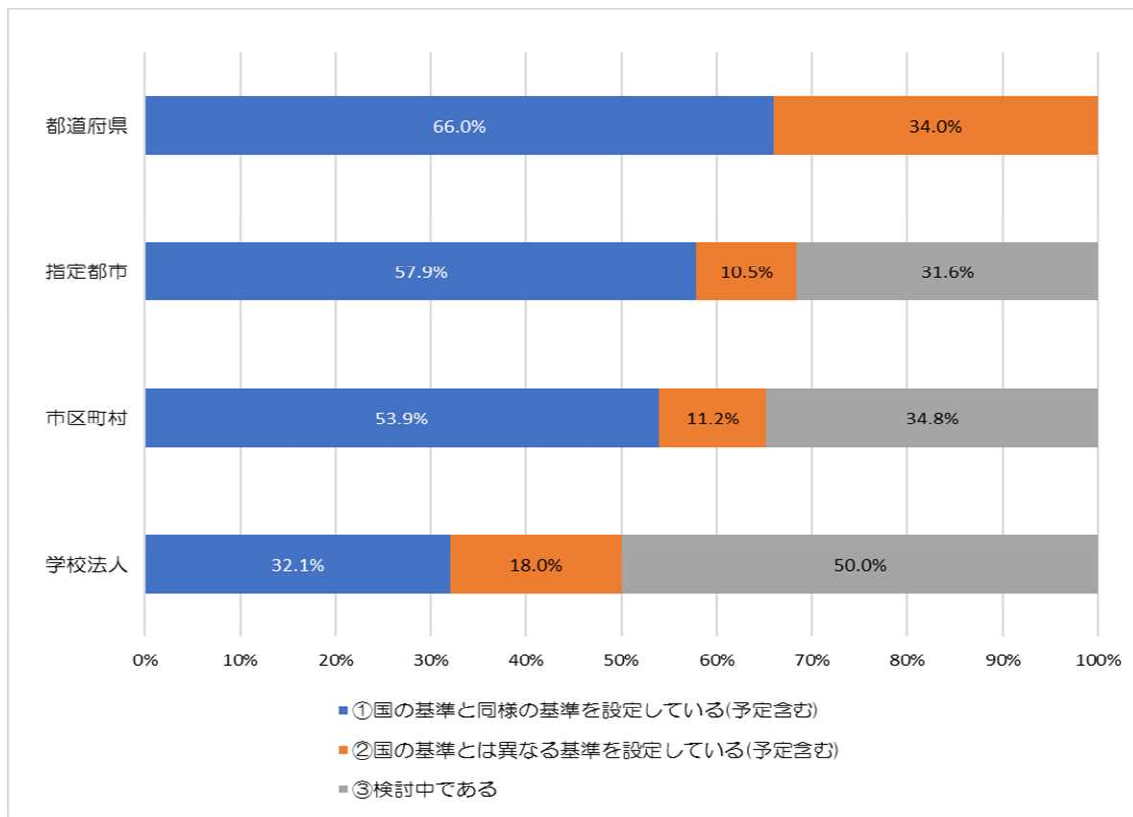
（参考）「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（抜粋）

○ 本ガイドラインの基本的な考え方は、学校の種類や学校の設置者の違いに関わらず該当するものであることから、高等学校段階の運動部活動についても本ガイドラインを原則として適用し、速やかに改革に取り組む。その際、高等学校段階では、各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意する。

○ 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日进行を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）

(4) 高等学校の1日の活動時間の基準設定状況

・都道府県の約7割、指定都市の約6割、市区町村の約5割、学校法人の約3割が高等学校の活動時間について国と同様の基準を設定又は設定する予定。



都道府県の全て(47)、高等学校を設置している団体(政令指定都市(19)、市区町村(89)、学校法人(1,181))を対象

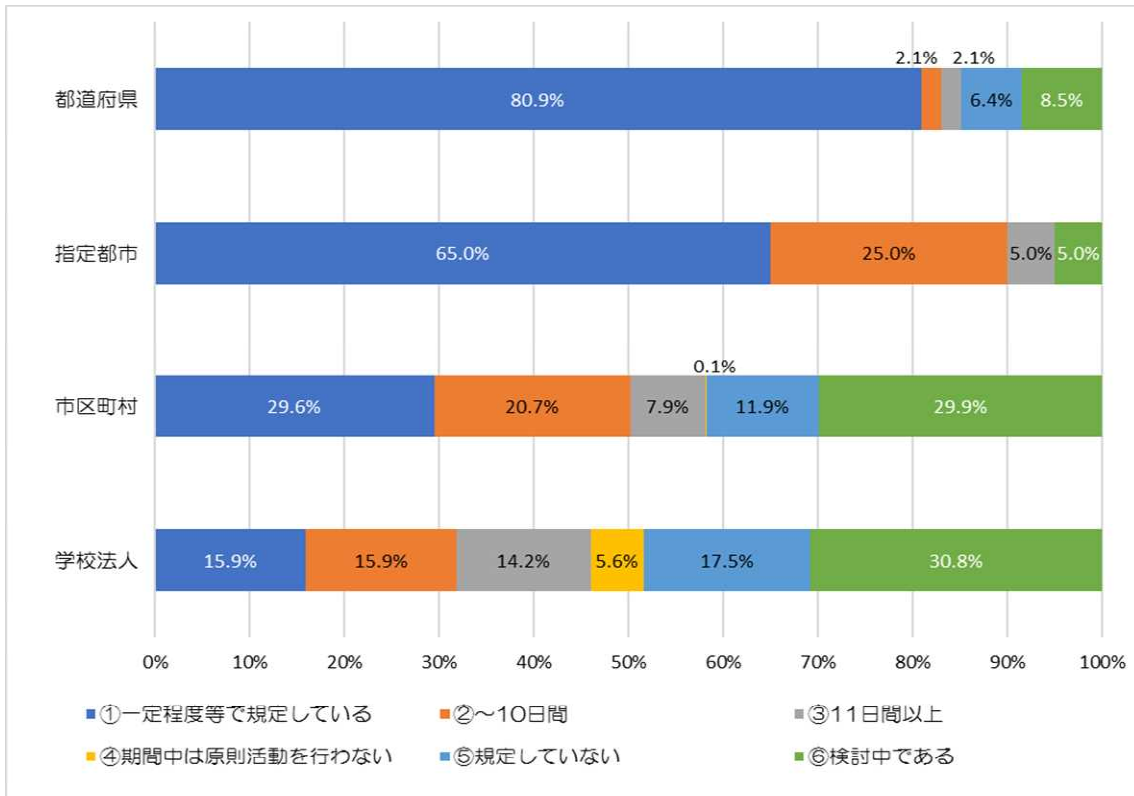
(参考)「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(抜粋)

○本ガイドラインの基本的な考え方は、学校の種類や学校の設置者の違いに関わらず該当するものであることから、高等学校段階の運動部活動についても本ガイドラインを原則として適用し、速やかに改革に取り組む。その際、高等学校段階では、各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意する。

○1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

(5) 中学校の夏季休業中の休養期間の設定

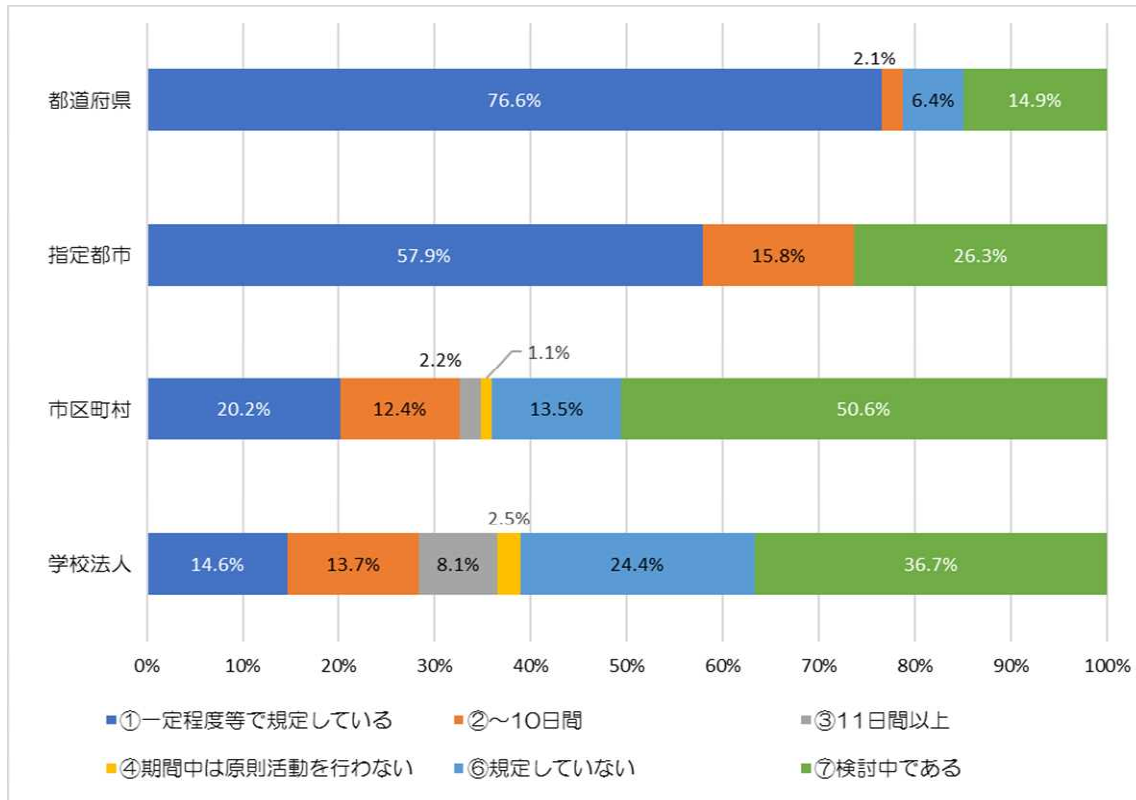
- 都道府県の約8割、指定都市の約7割、市区町村の約3割、学校法人の約2割が「一定程度」の休養期間を設けるよう運用
- 都道府県の1割未満、指定都市の3割、市区町村の約3割、学校法人の約3割が具体的な日数の休養期間を設けるよう運用



都道府県の全て（47）、中学校を設置している団体（指定都市（20）、市区町村（1,714）、学校法人（680））を対象

(6) 高等学校の夏季休業中の休養期間の設定

- 都道府県の約8割、指定都市の約6割、市区町村の約2割、学校法人の約1割が「一定程度」の休養期間を設けるよう運用
- 都道府県の1割未満、指定都市の約2割、市区町村の約1割、学校法人の約2割が具体的な日数の休養期間を設けるよう運用

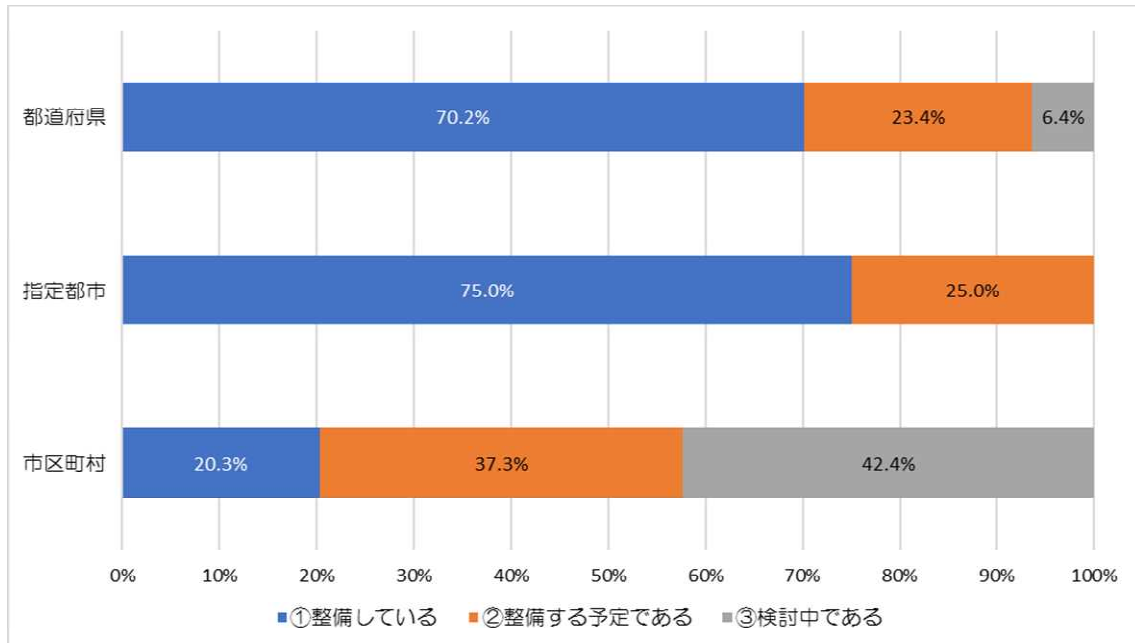


〔 都道府県の全て (47)、高等学校を設置している団体 (指定都市 (19)、市区町村 (89)、学校法人 (1,181)) を対象 〕

3 部活動指導員

○ 地方公共団体の部活動指導員に係る規則の整備状況

・ 都道府県の約9割、政令指定都市の全て、市区町村の約6割が部活動指導員に係る規則を整備済み又は整備予定。



部活動指導員の規則を整備済みの団体
(都道府県 (33)、指定都市 (15)、市区町村(348))